

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年10月31日(火) 14:00 ~ 15:10
- 2 場 所 Web会議(県庁東館7階大会議室)
- 3 議 題 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 樋口委員、惣田委員、野呂委員、畠委員、藤本委員、西田委員、堀委員、松四委員、松田委員

5 内容

(1) 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について

- ・資料1~4、参考資料1~2について説明後の委員からの質疑は以下のとおり。

(委員長)

説明のありましたとおり、道路事業はアセス手続後、工事の着工までにはかなり時間を要するため、詳細設計や工事着工前に必要に応じて再度、調査予測評価を行い、地元説明等を行って環境保全措置を検討するとのことでした。

今後、審査会意見を作成していくに当たっても、そのような事情を踏まえて議論を進める必要があるかと存じますので、その点にも御留意いただきながら御意見を申し上げます。

(委員)

動物に関して、資料2、1番と2番の意見については私が申し上げたもの。2番の回答については了解した。1番の回答について、判定基準の根拠がアセス図書の中で公開できないというのは、納得はしていないが、記載できないのであれば仕方ないと思う。

(委員)

資料2、3番の意見は私が出したものであり、資料2で示されている回答の内容だけでは納得は出来ないが、最初に説明いただいた「道路事業はアセス手続後、工事着手までに時間がかかり、工事着手の直前まで必要に応じて調査等が行われ、環境保全措置も検討される」という点を踏まえれば納得した。

審査会意見にも工事の直前まで調査の実施を心掛けてほしいということ盛り込んで欲しい。

(委員)

資料2、4番の回答について、濁水対策の具体的な内容は決まっていないということであるが、濁水対策の実施もさることながら、生物の生活サイクルに合わせた時期に工事が実施されるよう配慮をお願いしたい。

(事業予定者)

水生生物等に関しても工事着工の前に工事の設計をしていく中で、必要に応じて専門家に意見を伺いながら、工事のタイミング等を含め対策を検討します。変更して良い場所、変更すべきでない場所もあるかと思うので、そういったことを踏まえ、工事を進めたい。

(委員)

準備書の P9-9-68 に、ミサゴに関しては「影響が生じる可能性がある。本種の生息環境は保全されない可能性がある。」と予測評価されている。また、環境保全措置としては、P10-21 に「低騒音・低振動型建設機械の採用」とあるが、「効果に係る知見が不十分」との記載もある。

低騒音・低振動型建設機械を用いても、事後調査で営巣放棄等が確認された場合は具体的にどのような対応を想定されているのか。

この記載では、事前の予測で影響が出る可能性があるとされており、対策を講じても確実に効果が得られるか解らないと言っているような印象を受ける。そのような対応で良いのか疑問に思う。

(事業予定者)

ミサゴについては、工事を行う計画道路上に巣がある訳では無く、工事区画の周辺(近い場所)に巣があるという状況である。ミサゴは重機の稼働に伴う騒音・振動により繁殖活動に影響が生じる可能性が考えられることから「影響あり」と記載しており、対策として「低騒音・低振動の重機を使用する」という記載にしている。

「効果に係る知見が不十分」としているのは、例えば、遮音壁を設置すれば騒音が何デシベル下がるといったような定量的な効果が猛禽類の場合は解らない部分があるので、事後調査でモニタリングをすると記載している。

現状、実際の事業の進め方が決まっていない状況ではあるが、実際の工事実施の際には、どういった重機を入れる時に騒音振動の影響があるのかを踏まえた上で、専門家の意見も伺いながら、どの時期にどういった工事を行うのが適切か見極めながら、工事計画を立案していきたい。それにより、なるべくミサゴに対する影響を低減していきたい。

その後、もしも営巣放棄等の影響が生じた場合に、具体的にどういった対応を行うのかはまだ決まっていないが、営巣放棄となった原因を専門家とも相談しながら特定し、さらなる影響の低減策を検討していくことになろうかと思う。

(委員)

出来る限り影響の低減を図るとの理解で良いか。

(事業予定者)

その通りです。

(委員)

準備書 P9-9-68 に、最も近いミサゴのペアで計画道路から約 260 m、最も遠いペアで約 630 m と記載があるが、営巣木からの距離については、どの程度から影響があると評価されているのか。

(事業予定者)

環境省「猛禽類保護の進め方」の中で、種ごとに影響を及ぼす範囲が示されているので、それに基づき評価をしている。ミサゴに関しては、500～800 m より短い距離だと繁殖活動への影響が生じる可能性があるとして記載されているので、準備書では 800 m より近い場合に影響ありと評価している。

(委員)

ミサゴに関してはこのいずれのペアにも影響が生じる恐れがあるとのことで理解した。現時点では具体的な対策が決定していないとのことであったが、もしも影響が生じると判明した場合は、速やかに低減措置を講じていただければ幸いです。

(事業予定者)

工事着手前に想定できる限りの騒音振動の低減対策を講じた上で、更に影響が解った場合には、更なる対策を講じたいと考えている。

(委員)

資料 2、6 番（景観に関する意見）の見解で、「構造物（橋梁等）および道路付属物の形式、デザイン、色彩については現時点で設計が決まっていないので、詳細な記述が出来ない」という記載があり、これ自体は理解できるが、「環境保全措置の具体化に当たっては実行可能な範囲で景観への影響を出来るだけ低減します。」という記述に関しては、環境保全措置の具体化の時期がいつなのか、具体的な環境保全措置は、評価書には反映されるのか教えて欲しい。

もしも評価書にも明記されないのであれば、環境アセスメントを実施した上で事業計画を実施するという原則に反するのではないかと考えている。

(事業予定者)

冒頭に道路事業の流れと環境保全措置の検討時期を説明したが、資料 4 のフローの現在、赤枠のところの環境アセスメントの手続を実施している。

一方で、具体的な構造等を決定するのは、その先の予備設計の段階となるので、環境保全措置に関してもその時に具体的な内容をお示しする予定。そのため、評価書の段階では測量等は出来ていないので、景観に関する環境保全措置は「道路構造物のデザインを配慮する、各市の景観計画に配慮する」といったように、何に注意して今後設計等を進めていくのかを記載することを考えている。

(委員)

最大限努力した場合でも景観への影響が許容範囲におさまることが保証されるのか。具体的な設計等が決まらなないと、どのような色彩であり、デザインになるか記述できないということは理解できるが、どのような対策により、景観に関する環境影響を許容範囲に抑えられるかという方法論については記述できると思うがいかがか。

(事業予定者)

現時点では道路事業の流れのとおり、測量等をしていかないと具体的な環境保全措置は示せないという状況であり、環境アセスメントの中では、考えられる対策の方針を記載させていただいている。我々としては、そういった整理で手続を進めており、環境影響評価の中では最大限できることを書かせていただいて、具体的な対策については、今後、評価書の記載に基づいて、設計に反映していきたいと考えている。

(委員)

現在、環境影響評価を行う段階であって、設計がかなり先に決まるという状況です。その設計の際に初めて、どのような対策を講じれば環境影響の低減が図れるか検討しますというように読み取れる。

このままの状態では評価書が発行されると、景観に対して環境影響評価がなされないまま事業化されている受け止めになりかねないので、どのような方策によって環境影響を低減させるのか、準備書の段階よりももう少し踏み込んで評価書に記載して欲しい。

(事業予定者)

検討させていただく。

(委員)

前回の審査会でも、景観に関して、道路のデザインや色彩や構造等が決まっていない準備書の段階で「影響が回避低減されている」と評価されているのは、先走りすぎではないかと申し上げた。評価書の段階では、影響を回避低減するための措置が示せないとしても、対策をいくつか例示いただき、こういった対策のうちどれを実施するかは現時

点では決定できないが、対策を組み合わせることにより影響の回避低減を図るといった記載に改めて欲しいと考えている。

これは、景観に係る環境要素だけでなく、8月の審査会では電波障害についても同じ指摘をしたが、他の環境要素についても同様であり、配慮いただきたい。

(事業予定者)

御意見を踏まえ、引き続き、検討いたします。

(委員長)

資料4にフォトモンタージュを作成いただき、どの位置に道路が出来るのか解りやすく示された。事業予定者からの説明で、遮音壁についても考慮してフォトモンタージュを作成しているとあったが、遮音壁はほぼ道路と一体化する形でこのフォトモンタージュに反映されているという理解で良いのか。

(事業予定者)

資料4には鵜川地先のフォトモンタージュを掲載しているが、この写真に写っている区間については騒音の予測評価をした際に環境基準を満足していたため遮音壁を設置しない予定になっている。このため、資料4のフォトモンタージュには遮音壁は存在していない。

実際に遮音壁が設置される区間は、13工区の起点部分と終点部分であり、白ひげ浜水泳場のフォトモンタージュには遮音壁を含めて予測評価をしているが、距離が離れており遮音壁が見にくい状況にある。

(委員)

私も今までの議論と同じところを感じた。景観の予測評価に関しては、今後の設計の中でということが強調されており、このままだと環境アセスメントの手続の中では景観は予測評価されない状態で終わってしまうことを懸念する。

折角、フォトモンタージュを作成いただいており、現地調査で確認した際も構造に関する配慮事項として、橋げた数が変わる等の対策をいくつか例示いただいたので、対策を講じた場合をフォトモンタージュで示すなど、現時点ではどの対策を採用するか解らないといったことを断った上で、評価書の中に入れられないのかと感じた。

(委員)

騒音の予測評価についても、事業計画の熟度が上がらないと難しいというのは同様であるが、道路交通騒音については、遮音壁に関するこれまでの知見の蓄積もあるので、対策をしっかりと講じれば環境基準を満足できると考えている。

一方、景観に関しては、どういう遮音壁を設置すればどの程度の影響があるのかについては、今の時点では評価しきれない部分があると思うが、なるべく評価書の段階では道路の完成形に近い評価に近づけて欲しい。

また、資料4のフォトモンタージュ(柵田景観)の辺りには、遮音壁が無いことは気付いていたが、照明も設置されないという理解で良いか。

(事業予定者)

照明や道路標識はフォトモンタージュには反映していないが、設置する可能性はある。ただ、照明に関しても、支柱を建てる方式のほか、橋梁の高欄部分に設置する方法もあるので、そのような構造が決まっておらず、準備書のフォトモンタージュには反映していない状況。

(委員)

照明も色んな形式があるので、今後は道路の完成形に近いフォトモンタージュに更新して行ってほしい。

(委員長)

フォトモンタージュの数を増やすことは可能なのか。

(事業予定者)

フォトモンタージュは環境影響評価の眺望点からのものとしているので、こういった対策を講じた場合にこうなるといった内容をフォトモンタージュで示し、アセス図書に掲載することは困難であるが、具体例として示すことは、時間はかかるが可能ではある。

ただし、そうした対応は、事業実施段階で地質調査を行い、ここで出来る道路構造を決めた上でフォトモンタージュのバリエーションを考えていくものと認識している。その時に、3D-CADの精度も充実させたうえで、例えば、橋梁の構造(コンクリート、鉄など)による見え方の違いや色彩による見え方の違いについても、設計の際に専門家にも意見を聴きながら検討していこうと考えていたので、対応は可能だが、環境影響評価の中でお示しするのは困難と考えていた。

(委員)

景観対策については、照明に関しても、道路構造に関しても技術は進むと認識している。せめて、最新の技術を取り入れて景観への配慮、ここでいう配慮とは存在感を低減するような方向を指すが、を行うといった内容を工夫して評価書に盛り込んで欲しい。

(事業予定者)

委員の御指摘のとおり、最新の技術を使用するのは当然のことと思うので、記載についてはもう少し検討する。

(委員長)

それでは意見も出尽くしたようですので、本日の議事は終了します。

(事務局)

道路事業は公共事業であり、環境影響評価手続き終了後、実際の工事着手まで相当期間を要することから、他の事業とは違った視点で御議論をいただいております、やむを得ず議論が深められない点があると認識しています。

今回の審査会委員からの御指摘については、事業予定者に見解を整理いただき、次回の審査会で説明いただいた上で、審査会意見のとりまとめについても進めたいと考えるので、よろしく願います。

【以上】